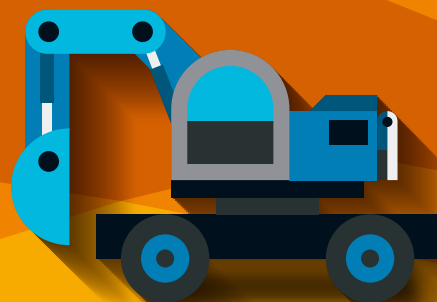


土砂の埋立て等には 許可が必要になります

佐賀県土砂等の埋立て等による
土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

令和2年10月1日施行



条例について

3,000㎡以上の埋立て等を行う場合、次のことに注意してください。

- ① 原則、佐賀県の許可が必要になります。
- ② 埋立て等に当たっては、構造基準を遵守しなければなりません。
- ③ 安全基準等に適合しない、汚染された土壌を埋め立ててはいけません。
- ④ 条例の規定に違反した場合は罰則*が科せられることがあります。

* 罰則／2年以下の懲役または100万円以下の罰金

お問い合わせ ● 佐賀県 県民環境部 循環型社会推進課 産業廃棄物担当

TEL:0952-25-7108 FAX:0952-25-7109

✉ junkangatasyakai@pref.saga.lg.jp



条例制定の背景

土砂の埋立て等については、佐賀県環境の保全と創造に関する条例の中で規定していましたが、近年の豪雨等の影響で、残土処分場からの土砂の大量流出が発生したこともあり、県民の生活環境を保全し、生活の安全を確保するために新しい条例を制定しました。

この条例での用語の定義

土砂等

土砂及び土砂に混入・付着した物
※廃棄物は土砂等には含まれません。

埋立て等

土地の埋立て、盛土、土地への土砂等によるたい積

罰 則

- ◆無許可埋立て等並びに措置命令及び停止命令違反等
……………2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ◆搬入届出、管理台帳作成義務違反等
……………50万円以下の罰金
- ◆変更届出、特定事業着手届出、完了届出義務違反等
……………30万円以下の罰金

各主体の責務

- 県・市町は連携して、埋立て等の適正化のための施策を推進します。
- 埋立て等を行う事業者は、汚染崩落等の未然防止のため、必要な措置を講じなければなりません。
また、周辺住民の理解を得るよう努めなければなりません。
- 土地の所有者は、土地を提供する際、汚染崩落等のおそれがないことを確認するよう努めなければなりません。

経過措置

条例施行時(令和2年10月1日)、既に事業を行っている場合は、佐賀県の許可を受けずに事業を継続できる期間があります。

令和2年10月1日

令和3年3月31日

年度内に終了する場合



令和2年9月30日
までに着手

条例
施行
日

許可不要

令和3年4月以降も継続
する場合



令和2年9月30日
までに着手

許可不要

令和3年3月31日までに申請した場合は、
許可にかかる処分まで事業継続可能

7月上旬から受付開始予定

申請期間